砂 川 市 条 例 第 １ ８ 号
令 和　５ 年 １ ２ 月　７ 日

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長　　飯　　澤　　明　　彦

（　別　　紙　）

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例

砂川市印鑑条例（平成10年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条の２中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「記録されているものに限る。）」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の２第１項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加え、「暗証番号その他必要な事項を自ら入力する」を「必要な操作を自ら行う」に改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。